

防府市公害防止施設整備資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県公害防止施設整備資金の融資を受けて公害防止施設の整備等を行う中小企業者又は組合（以下「中小企業者等」という。）に対し交付する利子補給金について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱における用語の意義は、山口県公害防止施設整備資金融資要綱（昭和 52年4月1日制定。以下「融資要綱」という。）における用語の例による。

(利子補給の対象)

第3条 市は、融資要綱の定めるところにより公害防止施設整備資金の融資を受け、融資要綱第5条に定める約定利子（以下「約定利子」という。）を取扱金融機関に支払った中小企業者等（以下「借受人」という。）に対し、毎年度、予算の範囲内で利子補給金を交付する。ただし、市税の滞納がある場合については、この限りでない。

(利子補給金の額)

第4条 利子補給金の額は、前条の規定により、借受人が取扱金融機関に対して支払った利子（遅延利子を除く。）のうち年利2.3パーセント又は約定利子の年利率のいずれか低い方の割合で計算した額とする。

(利子補給金の交付の申請)

第5条 利子補給金の交付を受けようとする中小企業者等は、毎年1月1日から12月末日までの間に支払った利子について公害防止施設整備資金利子補給金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を翌年の1月16日までに市長に提出しなければならない。

(利子補給金の交付決定)

第6条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行ったうえ適当と認めるときは、利子補給の交付を決定し、その旨を申請者に公害防止施設整備資金利子補給金交付決定書（第2号様式）により通知するものとする。

(利子補給金交付の請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた者は、利子補給金の交付の請求をしようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内に公害防止施設整備資金利子補給金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（利子補給金の交付）

第8条 市長は、前条の請求があった場合において、その請求が適当であると認めるときは、当該申請者に対し利子補給金を交付する。

（利子補給金の交付決定の取消し等）

第9条 市長は、利子補給金の交付の決定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、利子補給金の交付の決定を取消し若しくは変更し、又は交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により利子補給金の交付を受けたとき。

(2) 融資資金の返還を命ぜられたとき。

（遅延利息）

第10条 前条の規定により利子補給金の返還を命ぜられた者は、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額について年14.6パーセントの割合で計算した額の金額を遅延利息として、市に納付しなければならない。

2 市長は、やむを得ない事情があると認められたときは、前項の遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、昭和53年12月25日から実施し、改正後の防府市公害防止施設整備資金利子補給金交付要綱は、昭和53年6月20日から適用する。

2 この要綱の適用の日前に改正前の防府市公害防止施設整備資金利子補給金交付要綱の規定に基づいて決定した利子補給金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

(あて先) 防府市長

住所 (所在地)

氏名 (名 称)

代表者

公害防止施設整備資金利子補給金交付申請書

防府市公害防止施設整備資金利子補給金交付要綱第 5 条の規定により、利子補給金.....円を交付されるよう申請します。

記

1 借入金額円

2 借入年月日年月日

3 約定元本返済方法

.....年月日を第 1 回とし、
.....年月日をまでの間
.....に.....円を返済する。 { 毎年.....月日 }
 { 毎月.....日 }
 {月毎 }

4 約定利子返済方法

.....年月日を第 1 回とし、
..... { 毎年.....月日 }
 { 毎月.....日 } に { 先 払 }
 {月毎 } { 後 払 } する。

5 年 3 月 3 1 日現在元本残高予想額円

補給利子 (約定利子か 2 . 3 % のいずれか低い率)

6 利子補給額基礎額 (F) × $\frac{(\text{.....}) \%}{\text{約定利子} (\text{.....})}$ =円

7 添付書類

滞納のないことの証明書

| 元 本 | | | 利 子 | | | | |
|------------|--------------|------------|------------|------------|------------|---|-----------------------|
| 返 済 年月日 | 返 済 額 (A) | 残 額 (B) | 支 払 年月日 | 計 算 期 間 | 日 数 (C) | 支 払 約 定 利 子 額 (D) {B×C×約 定 利 子 ÷ 365} | 延 滞 利 子 額 等 (D) |
| | | | | / ~ / | | | |
| | | | | / ~ / | | | |
| | | | | / ~ / | | | |
| | | | | / ~ / | | | |
| | | | | / ~ / | | | |
| | | | | / ~ / | | | |
| | | | | / ~ / | | | |
| | | | | / ~ / | | | |
| | | | | / ~ / | | | |
| | | | | / ~ / | | | |
| | | | | / ~ / | | | |
| | | | | / ~ / | | | |
| | | | | / ~ / | | | |
| | | | | / ~ / | | | |
| 計 | | | | / ~ / | | (F) | |

上記返済実行について、事実相違ないことを証明します。

年 月 日

取扱金融機関名 (支店名)

印

(記入上の注意)

1. 支払約定利子額 (D) 欄には、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに支払った約定利子額 (延滞利子等を除く) を記入してください。
2. 延滞利子額等 (E) 欄には、事業者が実際に支払った額から (D) 欄の支払約定利子額を控除した残額を記入してください。

第 3 号様式

公害防止施設整備資金利子補給金交付請求書

年 月 日

(あて先) 防府市長

住所 (所在地)

氏名 (名 称)

代表者

年 月 日付け 第 号によって交付決定通知を受けた
利子補給金について、金 円を交付されるよう請求します。

記

1 支払方法 (窓口、送金、口座振込、払込)

2 振込先

.....銀行、信用金庫

普通

.....支店 預金

当座

.....農協、労働金庫

口座番号

(口座名義人氏名)

(フリガナ)